（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （加給年金額の対象者がある退職共済年金の受給権者の届出） **第二十八条**　（略） 2　前項の届書には、指定日前三月以内に作成された次に掲げる書類等を添えなければならない。 一・二　（略） 3　（略） （障害の程度が変わったときの改定の請求） **第三十一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　当該請求書を提出する日前三月以内に作成された次に掲げる書類等 イ　障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書 ロ　疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム 三　配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。） 3・4　（略） （障害共済年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出） **第三十八条の二**　障害共済年金の受給権者であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。	附　則 （加給年金額の対象者がある退職共済年金の受給権者の届出） **第二十八条**　（略） 2　前項の届書には、指定日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。 一・二　（略） 3　（略） （障害の程度が変わったときの改定の請求） **第三十一条**　（略） 2　前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 一　障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書 二　疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム 三　配偶者があるときは、その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本 3・4　（略） （障害共済年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出） **第三十八条の二**　障害共済年金の受給権者であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害共済年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。
リ十日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ機構ニ提出スベシ 一　氏名、生年月日及住所 二　個人番号又ハ基礎年金番号 三　氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ戸籍ノ抄本其ノ他ノ氏名ノ変更ノ理由ヲ明瞭ニシ得ル書類を添附スベシ	リ十日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ機構ニ提出スベシ 一　氏名、生年月日及住所 二　個人番号又ハ基礎年金番号 三　氏名ノ変更ノ理由 前項ノ届書ニハ戸籍ノ抄本其ノ他ノ氏名ノ変更ノ理由ヲ明瞭ニシ得ル書類を添附スベシ
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）